

## 愛知地方最低賃金審議会 第3回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年8月19日(火) 午前10時00分～午後1時00分

場 所 桜華会館本館2階 梅の間

出 席 者

(公益代表委員) 中山委員(部会長) 長谷川委員(部会長代理) 水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員(リモート出席)

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、  
名倉課長補佐、松永専門監督官、水谷賃金指導官、  
白川賃金指導官、久保賃金調査員

議 題 (1) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について  
(2) その他

議 事

### ○白川賃金指導官

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

### ○白川賃金指導官

それでは冒頭の撮影が終了したため、ただいまより令和7年度愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、本日の専門部会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1から 3 の資料をお配りしております。ご確認いただくようお願いいいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

### ○中山部会長

皆さまおはようございます。

ただ今より第3回愛知県最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告してください。

### ○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は 3 名全員がご出席、労働者代表委員は、3 名全員がご出席され、松村実委員については、リモートによるご出席を希望されております。使用者代表委員は 3 名全員がご出席となっております。

松村委員のリモートによる出席についてですが「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程」第 4 条第 1 項により「部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができる。」と規定されているため、部会長にご意見をいただきたいと存じます。

### ○中山部会長

松村委員のリモートによる出席についてですけれども、運営規程に基づきまして、部会長としてテレビ会議システムを利用する方法と判断いたしまして、松村委員の出席を認めたいと思います。

### ○白川賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、リモートでの松村委員の出席を含めて、委員 9 名全員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

### ○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題（1）「令和 7 年度愛知県最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をしてください。

### ○佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。

資料の 1 ページの資料 1 「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」ですが、これは中央最低賃金審議会長からのビデオメッセージにもありました、都道府県別のデータとなります。1 ページが食料品の、2 ページが持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数の対前年上昇率の推移であり、愛知県を含む全都道府県の数値が載っています。

資料 3 ページの資料 2 「愛知県最低賃金と生活保護費との比較について」で

すが、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示されました最低賃金と生活保護費との比較について、最新のデータにより比較したものです。

生活保護費の最新データが令和 5 年度であることから、令和 5 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金額（時間額 1,027 円）を基に比較をしています。当該最低賃金額による 1 か月換算額は、3 の（注）のとおり、愛知県最低賃金額 1,027 円に 1 か月平均法定労働時間数 173.8 時間と、可処分所得の総所得に対する割合 0.807 を掛け 144,044 円となります。

一方、令和 5 年度の生活保護費は 2 の（3）に記載のとおり、生活扶助基準額として第 1 類費、第 2 類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額で、104,379 円となります。

以上により、愛知県最低賃金と生活保護費と比較したところ、愛知県最低賃金額が下回っているとは認められませんでしたのでご報告いたします。

資料の 4 ページの資料 3 は、「令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生日一覧表」となります。資料説明は以上となります。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何かご質問があればお願いいたします。

（ 質問なし ）

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは、しばらく時間が空きましたので前回の審議を踏まえまして、改めて労使それぞれのお考えを伺いたいと思います。

まず労働者代表委員のほうからお願いいたします。

○寺田委員

おはようございます、労働者代表委員の寺田です。本日もよろしくお願いいたします。第 2 回でお話しさせていただいた我々のリビングウェイジを基にした生計費のところで、プラス 93 円としていますが、それから今のところ変更ございません。以上でございます。

○中山部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員のほうからお願いいたします。

○岡安委員

岡安です。よろしくお願ひいたします。

私どもは、前回申し上げましたベースアップの金額である 35 円について変更はございません。ただしだすね、この春季労使交渉の時期が概ね 2 月からまあ 4 月ぐらい、あるいは 5 月ぐらいまでかけてというところと認識しております。そこからいきますと少し時間が経っておりますと、本日も出していただいたこの物価の資料等を拝見しますと、物価の上昇率というのは昨年の年末付近からは上がっているかなというふうに見てございます。そうしますと、春ぐらいに交渉して以降ですと物価の高騰が長々続いているというところで、もう一度この物価のところは見直す必要性があるのではないのかなという事も思っているところでございます。その場合において、前回お伺いさせていただいたリビングウェイジの数字でございまして、ほんのちょっと私も勉強させていただきまして、公開されている資料でございましたので拝見させていただきました。これは拝見したところ、まさしくこの生計費に着目して必要な時間あたりの金額を出しているものであると私としては理解したところでございます。ですので、これは生計費を考えた時、どれだけの時間が必要なのかあるかを示したものであるという事だと思います。もちろんこういったものを含めて、春の交渉をした結果がベースアップの金額というように認識してございますので、前回お伝えさせていただいた、このベースアップの金額は生計費も考慮したものですよというのは変わることではございませんけれども、このところの中のリビングウェイジの金額、ちょっと我勉強させていただいたんですけど、拝見しますと所定内実労働時間数全国平均というので 165 時間で計算した数字というふうにございます。それで、この実労働で計算しますと 165 時間という、確かにいろいろなデータを見てみると妥当な数字だと思います。しかしながら、所定内の実労働で計算してしまいますと、有給休暇を使った分が抜けているのかなというのが私の認識でございます。で、有給休暇の取得日数、昨年の就労条件総合調査を見ますと有給休暇の取得日数は 11 日程度というふうに出てございます。年間 11 日程度ですので月当たり 1 日弱ぐらいで、後ですね、一日の平均の所定労働時間というのが 7 時間 47 分という事で、同じ就労条件総合調査に出てございます。これをだいたい概算で計算しますと月当たり 7 時間程度というふうに時間で表すとなるかなと思います。この数字を 165 時間に加えて、172 時間で計算しましたところ、1,122 円で実際にはこの月額 193,000 円に達するのではないかと思っております。そこで、この 1,122 円で見ますと今の 1,077 円プラス 45 円というところで、この 45 円という数字は先ほどご説明いただきました消費者物価指数の持ち家帰属家賃を除く総合の 4.1 % とほぼほぼ近い値というところでございます。ですので、これで結論を出そ

うという事ではないんですけど、こういったところも少し意識して私ども前回お示しした35円という数字から、何を考慮したらいいのかというのを整理した上で、しっかりとした結論を出していきたいなとそのように考えてございます。私からは以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方の委員からお考えを伺いましたけれども、どうでしょうか、お互いに何かご質問、ご意見があればお願ひできればと思いますけれども。

( 質問、意見なし )

○中山部会長

よろしいですか。

いま、労使双方の委員の方からお考えを伺いましたけれども、未だ隔たりがある状況となっております。このため、各側の主張や意見等を踏まえまして、改めて各側個別に委員内の意見調整をしていただき、各側の意見をまとめていただきたいと思いますので、本専門部会については、一旦休会とさせていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

( 異議なし )

○中山部会長

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、本専門部会を一旦休会といたします。

( 休会 )

( 再開 )

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

いま、労働者側、使用者側それぞれ主張、意見等を相談いただいたと思いますので今、ご相談いただいた意見について言っていただければと思います。

まず、労働者代表委員のほうからお願ひいたします。

○寺田委員

まず岡安委員の先ほどのリビングウェイジの件なのですけれども、ちょっと確認させていただいて実労働時間のところなのですけれども、実際にその期間働いた期間で年休は入っていないという認識で私たちはいます。なので、あそこは年休が入っていないかなという集計でありますというところをお伝えさせていただきます。

それで、実際に我々のほうで話し合った結果ですけれども、やはりリビングウェイジのところでいきますと 93 円というところで、ちょっと非常に高い額でもあるかなというところがありまして、今日お示しいただいた消費者物価指数のところですね、全体的に食料も持ち家を除く総合のところも生計費のところを中心でも話し合われたように、ここの部分というは愛知県は、全国平均よりも高い状況であるというところがご確認いただけると思うので、やはり私たちのところでいきますとやっぱりこの 6.8 という愛知県の数字が出ておりまして、この部分というのは非常に食料のところですね、ダイレクトに労働者、生活者に当たってきているところでありますので、このやっぱり 6.8 というところをしっかりと賄えるような賃上げを求めていかないといけないという事でありますので、もう一つの案として 6.8 % の賃上げ率のところで、73 円というところをいま話し合ったところでございます。以上であります。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員のほうからお願ひいたします。

○岡安委員

使用者側としましても、冒頭で申し上げましたとおりですね、ベースアップの金額だけだと春の状況でございますので、昨今の物価の状況等を加味してプラス傾向といいましょうか、少し不足がある分をどのような形で反映すべきかというところでございますけど、いろいろと指標は出ていますけれども食料品も非常に重要な要素でありますけれども、食料だけではありませんので生計費というのではなくて、全体で見た時の持ち家の帰属家賃を除く総合というのもあります。ただこれでも少し不足があるかなという部分を加味しますと、いろいろ総合的に入っている数字というところでですね、中央で出している A ランクの引上げの目安のパーセンテージの 5.6 %、これを 1,077 円で計算しますと 60.3 円程度となってございますのでここから 60 円程度までは、やはり生活の保証という観点で考えないといけないのかなというところで使用者側としては申し上げるところでございます。

○中山部会長

ただいま、労働者側、使用者側から検討していただいた結果が出ましたけれどもまだ開きがありますが、まずその前に何か質問、意見等があればそれをお願いしたいと思いますけれども、労働者側、何かありますでしょうか。

○寺田委員

よろしいですか。

○中山部会長

はい、どうぞ。

○寺田委員

岡安委員、ありがとうございます。

いま、先ほどおっしゃられた目安のところの A ランク 5.6% というところでありますけれども、やっぱり愛知は A ランクの中でも下のほうといったらあれなのですけれども低いランクにいて、単純に 63 円の目安で考えると 5.8 というところがあって 5.85 というところが出てくるかなと思うのですけれども、そこら辺の数字 5.85 というところの検討状況というのはどのような感じなのか教えていただきたいと思います。

○中山部会長

はい、では岡安委員お願いします。

○岡安委員

5.85 というのはごめんなさい、何の数字でしたっけ。

○寺田委員

いまの 63 円。

○岡安委員

目安の金額をパーセントで置き替えた時の数字ですか。

○寺田委員

そうです。それについてどのような感覚を持っているかです。

○岡安委員

そうですね、非常にこう高い金額というところで中央での審議の中でも全体としては 6% というのも出ていて、まあ金額とパーセンテージ両方出ている中で、正直なところ申し上げて、非常にこれは高い水準で、かなりこの生計費のほうに寄った審議の結果であるかなというふうに思ってございます。中央のほうで示された案の中でもやはりその生計費に着目してというところで、かなりこの生計費に重点を置いた結論であったかなとは思います。まあ、ただ生計費だけで判断はしないと思うのですけど、ちょっとそのところが使用者側としては企業の実態とかなり合っていないくて、まだ企業の支払い能力のほうが、主に価格転嫁の部分が追い付いていない、これはいろいろと阻害する要因がありまして、当然ですね、交渉の時間が必要だという場合もありますし、まあ一部では前回も指示させていただいたとおり民間の中でも価格転嫁が追い付いていない。残念ながら官公需の中でも価格転嫁が十分でない、あるいはですね、一部の例えばタクシー業界さんも金額、単価が許認可制というところで、許可がないと価格転嫁すら出来ない、仕組み上そういうところもあります。企業のこういった実態を見ますと早急にこの 5.8% ですとか中央全体の 6% ですね、ここまでいくのは難しいであろうというところです。その中でいろいろ検討させていただいたところ、A ランクの平均値の 5.6% ぐらいであれば生活の保障という部分と企業の支払い能力というところで何とか折り合いをつけられるのではないかというところで、使用者側としてお話ししたところでございます。

○中山部会長

はい、使用者側から、労働者側にお聞きになる事があればいかがでしょうか。

( 質問なし )

○中山部会長

はい、ただいま双方から意見をいただきまして質疑を行いましたけれどもそれでもまだ、ちょっと、だいぶ金額に差がある状況に至っていますので、いまの話を踏まえまして労働者の生計費、労働者の賃金、事業の支払い能力ですね、それぞれ数字がいま示されていると思います。それで、労働者の生計費は消費者物価指数の対前年上昇率の推移でみる。まあ、中賃でも見ていますけれども持ち家の帰属家賃を除く総合は平均で 4.1% で 44 円くらい。食料のほうは 6.8% なのでまあ 73 円くらい。一方、労働者の賃金の場合にはそれぞれ愛知県の調査だと 5.4%、愛知県経営者協会だと 4.72% 台になっています。事業者の支払い能力をちょっと何でみるかというのはなかなか難しいところですけれども、事務局からいただいた資料によれば景気の動向で今みていますけれども、緩やかに回復しているとい

うものもあれば、増収益を見込む企業が2年連続で減少しているというものもあって不確定なところもあってなかなか難しいところもあります。使用者側からはサプライチェーンの深いところでは価格転嫁が進んでいないという話もあるし、資料からみるとある程度進んできたという点もあるというところですね。その辺をもう一度踏まえていただきまして、検討していただきたいと思います。ここでまた一旦休会にいたしまして、それぞれ労働者側、使用者側でいま申し上げたようなことを含めまして検討していただきて、妥協の余地があるかどうかというところをもう一度ご検討いただければと思います。それでは、またここで一旦休会とさせていただきます。

( 休会 )

( 再開 )

○中山部会長

では、専門部会を再開したいと思います。

いま、それぞれ労働者側、使用者側でご相談いただきましたけれども、その結果について言っていただきたいと思います。まず、労働者代表委員のほうからお願ひしたいと思います。

○寺田委員

再度、労働者側のほうで話し合った結果ですけれども、我々先ほど食料品の6.8%をそのまま持ってきて73円とさせていただきましたけれども、もうちょっとしっかりと審議を考えたほうがいいだろうという事でありますて、物価高は事実上起きている事でありますので、その中で我々のなかではそれも考慮してこれまで春闘を進めてきたというところもありまして、で、我々でいくと、時間給で働いている組合員の方たちの賃上げというところが6.01%というところがござりまして、やはり物価高で、その時給で働いている人、より最賃近傍で働いている方たち、パート労働で働いている方たち、同じ境遇にいる方たちを、物価も考慮して引き上げてきたことを社会に波及させるべきだろうという事がこの物価高では必要だろうということがありまして、その6.01のパーセントを掛けまして65円という事で最終決着と最終の考え方として提案をさせていただければと思います。以上になります。

○中山部会長

ありがとうございました。続きまして使用者側代表委員のほうからお願ひいたし

ます。

○岡安委員

私ども使用者側としまして、先ほど申し上げました 5.6% の 60 円というところでございますけど、確かに当地の食料品の物価等を見ますとこれではやや不足があるというのがありますし、労働者側のご主張にもあるようなところも一定の必要性は感じるなというところではございます。ただこの 60 円というところでも企業の支払い能力としてかなり厳しいというところで、目安として 63 円という数字も出ていますのでこここのところまで、ちょっと具体的な金額をなかなか申し上げるところまでには至らなかったのですけれども、60 円から少しやはり上積みしてしっかりとした労働者の保護を図る必要はあるなというところは感じたところでございます。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

何かお互いに質問等があればお願いしますけれどもよろしいでしょうか。

( 質問等なし )

○中山会長

労使双方からお考えを伺いましたけれども、だいぶ歩み寄りはございましたけれども依然としてお考えに隔たりがありますし、金額が一致には至っておりません。なので、専門部会については継続審議とさせていただきたいと思いますが、次回これ以上なかなか歩み寄る事も難しいところまできたかと思いますので、公益案を示したいと思っております。

それでは、議題(2)その他に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。

( 特になし )

○中山部会長

よろしいでしょうか。

はい、事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。今度、第4回専門部会を開催することになりま

したので、日にちを 8 月 21 日木曜日 9 時頃から開催をしたいと思ってあります。会場は本日と同じ場所、梅の間を確保する予定にしていますのでよろしくお願ひしたいと思います。詳細はまた後ほどご連絡差し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○中山部会長

いまの事務局からの連絡に対しまして何かご質問等はございますでしょうか。

○寺田委員

よろしいでしょうか。

○中山部会長

はい、どうぞ。

○寺田委員

9 時というふうに思っておけばよろしいでしょうか。それより早くなる可能性はありますか。

○高橋労働基準部長

ないです。9 時以降で開催を予定します。

○寺田委員

そういうことですね、ありがとうございます。

○中山会長

よろしいでしょうか。

それでは以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了しましたので専門部会は閉会といたします。本日はお疲れさまでした、ありがとうございました。